



(号外) 発行内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法律〕

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律 (一四)

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律 (一五)

○農林中央金庫法の一部を改正する法律 (一六)

○農業近代化資金融通法の一部を改正する法律 (一七)

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律 (一八)

○旅券法の一部を改正する法律 (一九)

〔政令〕

○地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令 (一五五)

○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (一五六)

三

三

三

三

三

五

○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (一五七)

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一五八)

○証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一五九)

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一六〇)

○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日を定める政令 (一六一)

○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令 (一六二)

○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第二千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 (一六三)

○道路交通法施行令の一部を改正する政令 (一六四)

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 (一六五)

○漁業法施行令の一部を改正する政令 (一六六)

○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (内閣府四六)

〔府令・省令〕

○農林中央金庫法施行規則及び農水産業協同組合の優先出資に関する命令 (内閣府・農林水産四)

〔省令〕

○公害健康被害の補償等に関する法律施行規程及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (環境一五)

〔規則〕

○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則 (国家公安委八)

○国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則 (同九)

○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則 (同一〇)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則 (同一一)

○令和三年内閣府告示第七十九号 (関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等)のうち、国家公安委員会に係る手続等)の一部を改正する件 (内閣府六九)

○令和三年国家公安委員会告示第三十四号 (関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等)のうち、国家公安委員会に係る手続等)を廃止する件 (国家公安委二〇)

○国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示 (令和三年国家公安委員会告示第三十三号)の一部を改正する件 (同一一)

○国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示 (令和三年警察庁告示第一号)を廃止する件 (警察庁一)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

〔法規的告示〕

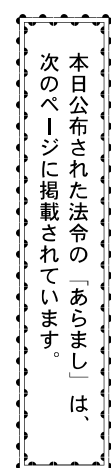
○令和三年内閣府告示第七十九号 (関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等)のうち、国家公安委員会に係る手続等)の一部を改正する件 (内閣府六九)

○令和三年国家公安委員会告示第三十四号 (関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等)のうち、国家公安委員会に係る手続等)を廃止する件 (国家公安委二〇)

○国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示 (令和三年警察庁告示第一号)を廃止する件 (警察庁一)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。



三

◇株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律(法律第十八号)(総務省)

- 1 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限(令和十八年三月三十一日)を令和二十八年三月三十一日に延長する。(第二十七条関係)
- 2 この法律は、公布の日から施行する。(附則関係)

◇旅券法の一部を改正する法律(法律第十九号)(外務省)

- 1 国内における手数料に関する規定の整備
 - (1) 国内において一般旅券の発給等の申請をする者に係る国分の手数料について、国におけるこれらの処分に要する費用の総額を国に納付するこれらの処分に係る手数料の総額をもって賄うことができるように各処分に要する実費及び各処分の性質を勘案してその具体的な額を政令で定める。(第二十条第一項関係)
 - (2) その他規定の整備をする。
- 2 未交付失効旅券の発行費用の徴収のための規定の整備

未交付のまま失効した一般旅券の発給に係る申請をした者が失効後五年以内に最初に一般旅券の発給の申請をしたときの手数料を、当該申請に係る手数料の二倍の額とする。(第二十条第二項関係)
- 3 国外における手数料に関する規定の整備

国外において一般旅券の発給等の申請をする者に係る手数料に関する規定を整備する。(第二十条の二第一項及び第二項関係)
- 4 一般旅券の申請者の区分に関する規定の整備
 - (1) 有効期間五年の一般旅券の発給対象者から十八歳以上の者を除外し、これを十八歳未満の者のみとする。(第五条第一項～第三項及び第十四条関係)
 - (2) 十八歳未満の者が、現に所持する一般旅券の残存有効期間及び種類が同一の一般旅券の発給の申請をする制度を廃止する。(第五条第四項関係)

5 公用旅券の発給の請求に係る提出書類に関する規定の整備

公用旅券の発給の請求に当たり戸籍簿本の提出を求める発給対象者について、使用人に限り提出させていたものを、外務大臣又は領事官が発給対象者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときこれを提出させるものとする。(第四条第一項第三号関係)

6 附則

- (1) この法律は、令和八年七月一日から施行する。(附則第一条関係)
- (2) この法律の施行に伴う所要の経過措置について定める。(附則第二条～第四条関係)
- (3) この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。(附則第五条関係)

◇地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令(政令第百五十五号)(総務省)

- 1 葬祭補償の定額部分を三十三万円に引き上げること。(第二条の二関係)
- 2 特殊公務に従事する職員の特例の対象となる麻薬取締員の職務の範囲を拡大すること。(第二条の三第二項関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この政令は、公布の日から施行すること。(附則第一条関係)
 - (2) この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。(附則第二条及び第三条関係)

◇情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第百五十六号)(法務省)

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十九号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

◇情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第百五十七号)(法務省)

- 1 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十九号)の一部の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行う。(第一条～第三条関係)

2 施行期日等

- (1) この政令は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和八年五月二十一日)から施行する。(附則第一項関係)
- (2) 所要の経過措置について定める。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第百五十八号)(警察庁)

- 1 給付基礎額の改定

給付基礎額の基本額を一万円に、同基礎額の限度額を一万五千円に、それぞれ引き上げる。(第五条第二項関係)
- 2 介護給付の金額の改定

常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を九万七千九百九十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万五千四百円に、それぞれ引き上げる。(第七条の二第二項関係)
- 3 葬祭給付の定額部分の改定

葬祭給付の定額部分を三十三万円に引き上げる。(第十一条関係)
- 4 施行期日等
 - (1) この政令は、公布の日から施行する。(附則第一項関係)
 - (2) 所要の経過措置を設ける。(附則第二項及び第三項関係)

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第百五十九号)(法務省)

- 1 給付基礎額の改定

給付基礎額の基本額を一万円に、同基礎額の最高額を一万五千円に、それぞれ引き上げる。(第四条第二項関係)
- 2 介護給付の金額の改定

常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を九万七千九百九十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万五千四百円に、それぞれ引き上げる。(第五条の二第二項関係)

3 葬祭給付の定額部分の改定
 葬祭給付の定額部分を三十三万円に引き上げる。(第十七条関係)

- 4 施行期日等
 - (1) この政令は、公布の日から施行する。(附則第一項関係)
 - (2) 所要の経過措置を定める。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第百六十号)(国土交通省)

- 1 給付基礎額の基本額を一万円に、同基礎額の限度額を一万五千円に、それぞれ引き上げる。(第三条第一項関係)
- 2 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を九万七千九百九十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万五千四百円に、それぞれ引き上げる。(第四条の二第二項関係)
- 3 葬祭給付の定額部分を三十三万円に引き上げる。(第十六条関係)
- 4 この政令は、公布の日から施行する。(附則第一項関係)
- 5 所要の経過措置を定める。(附則第二項及び第三項関係)

◇盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日を定める政令(政令第百六十一号)(警察庁)

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和七年法律第七十五号)の施行期日は、令和八年六月一日とする。

◇盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令(政令第百六十二号)(警察庁)

- 1 題名を「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令」に改める。(題名関係)
- 2 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和七年法律第七十五号。4において「法」という。)第七条第三項の政令で定める者を定める。(第二条関係)
- 3 方面公安委員会への権限の委任を定める。(第三条関係)
- 4 この政令は、法の施行の日(令和八年六月一日)から施行する。(附則関係)

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第百五十九号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「九千七百円」を「一万円」に改め、同項ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千円」に改める。

第五条の二第二項第二号中「八万五千四百九十円」を「九万七千九十円」に改め、同項第四号中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

第十七条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第四条第二項の規定は、令和八年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の第五条の二第二項及び第十七条の規定は、令和八年四月一日以後に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付については、なお従前の例による。

法務大臣 平口 洋
内閣総理大臣 高市 早苗

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第百六十号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「九千七百円」を「一万円」に改め、同項ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千円」に改める。

第四条の二第二項第二号中「八万五千四百九十円」を「九万七千九十円」に改め、同項第四号中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

第十六条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第一項の規定は、令和八年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の第四条の二第二項及び第十六条の規定は、令和八年四月一日以後に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣 鈴木 憲和
内閣総理大臣 高市 早苗

御 名 御 璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第百六十一号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日は、令和八年六月一日とする。

内閣総理大臣 高市 早苗

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第百六十二号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第七条第三項及び第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令（令和七年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令

本則中「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」の下に「(以下「法」という。)を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「指定金属切断工具」を付し、同条の次に次の二条を加える。(法第七条第三項の政令で定める者)

第二条 法第七条第三項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
- 二 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人(前号及び次号に掲げる者を除く。)
- 三 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体及び我が国が加盟している国際機関
- 四 前三号に掲げる者に準ずる者として国家公安委員会規則で定める者

(方面公安委員会への権限の委任)

第三条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行うものとする。

附 則

この政令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行の日(令和八年六月一日)から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第百六十三号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第五条第四項及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の表第十五条第一項の項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同表第十五条第三項及び第二十二条第三項の項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項の次に次のように加える。

第十五条第四項

総務省令

国家公安委員会規則

(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第二条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令(平成二十七年政令第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表第十五条第一項の項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同表第十五条第三項及び第二十二条第三項の項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項の次に次のように加える。

第十五条第四項

総務省令

国家公安委員会規則

附 則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和八年五月二十一日)から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第百六十四号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の四第十項、第八十一条第三項(同法第八十一条の二第三項、第八十二条第三項及び第八十三条第三項において準用する場合を含む。)、第百四条第五項及び第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第十七条の五第一項中「当該」を「内閣府令で定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を当該」に、「内閣府令で定める様式の書面を掲示して」を「掲示し、又は当該事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

第二十九条第一号中「前条各号に掲げる事項を」を削り、「当該」を「前条各号に掲げる事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、これらの事項が記載された書面を当該」に、「掲示する」を「掲示し、又はこれらの事項を当該警察署に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十九条の二第一号中「占有者等」を「占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者」に改める。

第三十二条第一項中「前号」とあるのは「前号の公示に係る転落積載物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号」と、都道府県の公報又は新聞紙」とあるのは「官報」と、同条第三号中「を削る」。

規

則

○国家公安委員会規則第八号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第三条第一項及び第二項、第五条第一項及び第二項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項並びに第十九条の規定に基づき、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年五月七日

国家公安委員長 赤間 二郎

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則
（特定金属くず買受業の開始の届出）

第一条 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定による届出は、別記様式第一号の営業開始届出書（以下この条において「開始届出書」という。）を提出することにより行うものとする。

2 前項の規定により都道府県公安委員会（以下この条及び次条において「公安委員会」という。）に開始届出書を提出する場合には、当該開始届出書に係る営業所（法第三条第一項に規定する営業所をいう。以下この条及び次条において同じ。）の所在地を管轄する警察署長を経由して、当該特定金属くず買受業を開始しようとする日の前日までに、一通の開始届出書を提出しなければならない。

3 一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について開始届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの営業所のうちいずれか一の営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りる。

4 法第三条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定金属くず買受業を営もうとする者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称
- 三 営業所の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 四 特定金属くずの保管場所の所在地

5 法第三条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類（同項の規定による届出をして現に当該届出に係る特定金属くず買受業を営んでいる者が、当該届出をした公安委員会の管轄区域内において新たに特定金属くず買受業を営もうとする場合における届出については、第一号に掲げる書類）とする。

- 一 営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図並びにそれらの周囲の略図
- 二 特定金属くず買受業を営もうとする者が個人である場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等（第五条第二項において単に「国籍等」という。）を記載したものに限り。次号において同じ。）
- 三 特定金属くず買受業を営もうとする者が法人である場合にあっては、定款、登記事項証明書及び代表者の住民票の写し

6 第三項の規定により二以上の営業所のうちいずれか一の営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して開始届出書を提出する場合には、これらの開始届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの開始届出書のいずれか一通に添付するものとする。

（特定金属くず買受業の廃止等の届出）

第二条 法第三条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を提出することにより行うものとする。

- 一 特定金属くず買受業を廃止した場合 別記様式第二号の営業廃止届出書（次項及び第四項において「廃止届出書」という。）
- 二 法第三条第一項に規定する事項（次項及び第三項において「届出事項」という。）に変更があった場合 別記様式第三号の届出事項変更届出書（次項及び第四項において「変更届出書」という。）

2 前項の規定により公安委員会に廃止届出書又は変更届出書を提出する場合には、営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、当該特定金属くず買受業の廃止又は届出事項の変更の日から十四日（当該届出に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、二十日）以内に、一通の廃止届出書又は変更届出書を提出しなければならない。

3 法第三条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、届出事項に変更があった場合の届出にあっては、前条第五項に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものとする。

4 前条第三項の規定は一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について廃止届出書を提出する場合に、同項及び同条第六項の規定は一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について変更届出書を提出する場合に準用する。

（氏名等の表示方法等）

第三条 法第五条第一項の規定による表示は、表示に用いる文字を明瞭に判読できる大きさ及び書体とする方法により行うものとする。

2 法第五条第二項の国家公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合
- 二 当該届出をした特定金属くず買受業を営む者が管理するウェブサイトを有していない場合
- 3 法第五条第二項の規定による公衆の閲覧は、当該特定金属くず買受業を営む者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（本人確認の方法等）

第四条 法第七条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる買受け（法第二条第四号に規定する買受けをいう。以下同じ。）の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である買受けの相手方（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人（法第七条第二項に規定する取引の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）から当該相手方の次の(1)から(3)までに掲げる書類（口及びハにおいて「写真付き本人確認書類」という。）のいずれかの提示を受ける方法

(1) 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証若しくは同法第五十五条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券若しくは同条第六号に掲げる乗員手帳（当該相手方の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下「旅券等」という。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。）療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

(2) (1)に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該相手方の写真を貼り付けたもの（一を限り発行又は発給されたものに限る。）

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するものうち、(1)又は(2)に掲げるものに準ずるものであるとして、当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該外国政府又は権限ある国際機関が当該相手方の写真を貼り付けたもの(当該相手方が外国人(日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。)を除く。)である場合に限る。)

ロ 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、特定金属くず買受業を営む者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人に当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該相手方の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるもの)をいう。)の送信を受ける方法

ハ 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、特定金属くず買受業を営む者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人に当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該相手方の容貌の画像情報(以下「送信」を受けるとともに、当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から当該相手方の写真付き本人確認書類(氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。)を組み込まれたものに限り)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ 当該相手方から、番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)のうち、当該相手方の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの(以下「特定電磁的記録」という。)の送信(番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第八条第一項第五号において同じ。)を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該相手方のものであることの確認(番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第八条第一項第五号において同じ。)を行う方法

ホ 当該相手方から、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号。以下この項において「電子署名法」という。)第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。トにおいて同じ。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた買受けに関する情報の送信を受ける方法

ヘ 当該相手方から、電子署名が行われた買受けに関する情報(送信を受ける方法(平成十四年法律第百五十三号。以下「ヘ及びト」において「公的個人認証法」という。))第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた買受けに関する情報の送信を受ける方法(特定金属くず買受業を営む者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。)

ト 当該相手方から、公的個人認証法第十七条第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務の用に供する電子証明書及び当該電子証明書により確認される同条第一項に規定する電子署名が行われた買受けに関する情報の送信を受ける方法

二 法第七条第一項に規定する本邦内に住居を有しない外国人である買受けの相手方から旅券等であつて、次条第二項に規定する事項の記載があるもの提示を受ける方法

三 法人である買受けの相手方 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の次の(1)又は(2)に掲げる書類のいずれかの提示を受ける方法

(1) 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書(当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類)又は印鑑登録証明書(当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)

(2) (1)に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

ロ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第三条第二項に規定する指定法人から登記情報(同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。)の送信を受ける方法(当該法人の取引の任に当たっている自然人と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該相手方の本店等(本店、主たる事務所、支店(会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む。)又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下この条において同じ。)に宛てて、当該買受けの領収証書その他の当該相手方との取引に係る文書(以下「取引関係文書」という。)を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの(以下この条において「書留郵便等」という。))により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの(以下この条において「転送不要郵便物等」という。))として送付する方法)

ハ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地(第七条第一項第二号及び第八条第一項第十号において「公表事項」という。)を確認する方法(当該法人の取引の任に当たっている自然人と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該相手方の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)

ニ 当該法人の取引の任に当たっている自然人からイ(1)に掲げる書類若しくはイ(2)に掲げる書類又はその写し(以下二において「特定書類等」という。)の送付を受けるとともに、当該特定書類等に記載されている当該相手方の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた買受けに関する情報の送信を受ける方法

二 特定金属くず買受業を営む者は、前項第一号イから二まで又は第三号イ若しくは二に掲げる方法により本人特定事項(法第七条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。)の確認を行う場合において、当該書類若しくはその写しに当該相手方の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該相手方の現在の住居の情報の記録がないときは、当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、当該記載がある当該相手方の本人確認書類(前項第一号イ(1)から(3)まで並びに第三号イ(1)及び(2)に掲げる書類をいう。以下同じ。)若しくは当該相手方の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定金属くず買受業を営む者が提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他のものにあつては領収付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定金属くず買受業を営む者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補充書類」

という。)の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補充書類若しくはその写しを送付を受けることにより、当該相手方の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第三号二に規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補充書類又はその写しに記載されている当該相手方の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

一 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書

三 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の領収証書

四 当該相手方が自然人である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の氏名及び住居の記載があるもの(国家公安委員会が指定するものを除く。)

五 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち前項第一号イ(1)及び(2)並びに第三号イ(1)及び(2)に掲げるものに準ずるもの(当該相手方が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)

三 特定金属くず買受業を営む者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法(同号ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。)により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該相手方の本店等に代えて、当該相手方の取引の任に当たっている自然人から、当該相手方の営業所であると認められる場所の記載がある当該相手方の本人確認書類若しくは補充書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補充書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

四 特定金属くず買受業を営む者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法(同号ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。)により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補充書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記載され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該相手方の本店等に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法(当該本人確認書類若しくは補充書類又はその写しを用いて第二項の規定により当該相手方の現在の本店又は主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。)

二 当該相手方の本人確認書類若しくは補充書類又はその写しに記載されている当該相手方の本店等に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法(当該本人確認書類若しくは補充書類又はその写しを用いて第二項の規定により当該相手方の現在の本店又は主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。)

三 当該相手方の本人確認書類若しくは補充書類又はその写しに記載されている当該相手方の営業所であると認められる場所に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法(当該相手方の取引の任に当たっている自然人から、当該本人確認書類若しくは補充書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補充書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。)

(法第七条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める外国人等)

第五条 法第七条第一項に規定する本邦内に住居を有しない外国人で国家公安委員会規則で定めるものは、本邦に在留する外国人のうち、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間(第八号第一項第十九号において「在留期間等」という)が九十日を超えないと認められるものであって、その所持する旅券等の記載によって当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものとする。

2 法第七条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める事項は、国籍等及び旅券等の番号とする。

(本人確認を不要とする場合)

第六条 法第七条第一項ただし書に規定する国家公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 過去に買受けの相手方となったことがある者からの買受けを行う場合であって当該買受けに係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込みにより行うとき。

二 当該特定金属くず買受業を営む者が特定金属くずを自ら輸入するとき。

2 特定金属くず買受業を営む者は、前項第一号に掲げる場合には、次の各号に掲げるもののいずれかにより買受けの相手方(国、地方公共団体、人格のない社団若しくは財団又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令(令和八年政令第六十二号)第二条に規定する者(以下この項及び第八号第一項第十六号において「国等」という)である場合にあっては、その取引の任に当たっている自然人又は当該国等(人格のない社団又は財団を除く。以下同じ)に記載されている買受けの相手方と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第十条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項を記録し、当該記録を当該買受けの行われた日から三年間保存するものとする。

一 法人の職員であることを証する書類その他の買受けの相手方が本人確認記録に記載されている買受けの相手方と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。

二 買受けの相手方しか知り得ない事項その他の買受けの相手方が本人確認記録に記載されている買受けの相手方と同一であることを示す事項の申告を受けること。

3 前項の規定にかかわらず、特定金属くず買受業を営む者は、買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人と面識がある場合その他の買受けの相手方が本人確認記録に記載されている買受けの相手方と同一であることを明らかにした場合、当該相手方が本人確認記録に記載されている買受けの相手方と同一であることを確認したものとすることができる。

(本人確認記録の作成方法)

第七条 法第八条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 本人確認記録を文書又は電磁的記録を用いて作成する方法

二 次のイからルまでに掲げる場合に依り、それぞれ当該イからルまでに定めるもの(以下「添付資料」という。)を文書又は電磁的記録(ホに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。)を用いて本人確認記録に添付する方法

イ 第四条第一項第一号イに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し

ロ 第四条第一項第一号ロに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報又はその写し

ハ 第四条第一項第一号ハに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ニ 第四条第一項第一号ニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該特定電磁的記録又はその写し

ホ 第四条第一項第一号ホからトまでに又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

ヘ 第四条第一項第二号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該旅券等の写し

ト 第四条第一項第三号イ又はニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類又はその写し

チ 第四条第一項第三号口に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該登記情報又はその写し
リ 第四条第一項第三号ハに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該公表事項又はその写し

又 本人確認書類若しくは補完書類の提示又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、第四条第二項の規定により買受けの相手方若しくは取引の任に当たっている自然人の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ル 本人確認書類若しくは補完書類の提示又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、第四条第三項の規定により同項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は同条第四項の規定により同項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を送付したとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
2 前項第二号に掲げる方法において本人確認記録に添付した添付資料は、当該本人確認記録の一部とみなす。

（本人確認記録の記録事項）
第八条 法第八条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第七条第一項に規定する本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
二 本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
三 買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付

四 買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付
五 買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該相手方又は当該取引の任に当たっている自然人のものであることの確認を行ったときは、当該送信を受けた日付

六 第四条第一項第一号口に掲げる方法により買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属くず買受業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付
七 第四条第一項第一号ハに掲げる方法により買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属くず買受業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

八 第四条第一項第三号口から二までに掲げる方法（同号口及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により買受けの相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属くず買受業者が取引関係文書を送付した日付
九 第四条第一項第三号ロに規定する方法により買受けの相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属くず買受業者が登記情報の送信を受けた日付

十 第四条第一項第三号ハに規定する方法により買受けの相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属くず買受業者が公表事項を確認した日付
十一 第四条第四項の規定により買受けの相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、同項に規定する交付を行った日付

十二 買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行った方法
十三 買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

十四 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第四条第二項の規定により買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
十五 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第四条第三項の規定により同項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は同条第四項の規定により同項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を送付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
十六 買受けの相手方の本人特定事項（買受けの相手方が国等である場合にあつては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）
十七 取引の任に当たっている自然人による買受けのときは、当該取引の任に当たっている自然人の本人特定事項
十八 買受けの相手方が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに買受けの相手方が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由
十九 第五条第一項の規定により在留期間等の確認を行ったときは、同項に規定する旅券又は許可書の名称、日付、記号番号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項
二十 特定金属くず買受業者は、第一項第十六号から第十九号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定金属くず買受業者は、本人確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容を記録を別途作成し、当該記録を本人確認記録と共に保存することとすることができる。

（取引記録の作成方法）
第九条 法第九条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。
第十条 法第九条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 買受けの相手方の氏名又は名称
- 二 買受けの日付及び時刻
- 三 買い受けた特定金属くずの量
- 四 買い受けた特定金属くずの特徴
- 五 買い受けた特定金属くずの価額
- 六 買受けに係る代金の支払方法
- 七 第六条第一項第一号に掲げる場合にあつては、口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項

（証券）
第十一条 法第十三条第二項に規定する証券の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

附則
この規則は、法の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

別記様式第 1 号 (第 1 条関係)

	※受理 年月日	※通知 年月日	
	※受理 番号	※届出 番号等	
営 業 開 始 届 出 書 公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所 年 月 日			
(ふりがな)	-----		
氏名又は名称	-----		
住 所	〒 ())	())	局 番
(ふりがな)	-----		
法人にあつては、 その代表者の氏名	()) 局 番		
(ふりがな)	-----		
営業所の名称	-----		
営業所の所在地	〒 ())	())	局 番
電子メールアドレス その他の連絡先			
特定金属くずの 保管場所の所在地			
営業を開始しよう とする年月日	年 月 日		

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

	※受理 年月日	※受理 番号	
	営 業 廃 止 届 出 書 公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所 年 月 日		
届出番号等	-----		
(ふりがな)	-----		
氏名又は名称	-----		
住 所	〒 ())	())	局 番
(ふりがな)	-----		
法人にあつては、 その代表者の氏名	()) 局 番		
(ふりがな)	-----		
営業所の名称	-----		
営業所の所在地	〒 ())	())	局 番
廃止年月日	年 月 日		
廃止の事由			

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「廃止の事由」欄には、廃止の理由となった事実を具体的に記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第 3 号 (第 2 条関係)

		※受理 年月日	※受理 番号	
届 出 事 項 変 更 届 出 書				
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により届出をしま す。				
		公安委員会 殿		
		届出者の氏名又は名称及び住所		
		年	月	日
届 出 番 号 等				
(ふりがな)	-----			
氏名又は名称	-----			
住 所	〒 ()	()	局	番
(ふりがな) 法人にあつては その代表者の氏名	-----			
(ふりがな)	-----			
営業所の名称	-----			
営業所の所在地	〒 ()	()	局	番
変 更 年 月 日	年	月	日	
変 更 事 項	新	旧		
変 更 の 事 由				

備考
1 ※印欄には、記載しないこと。
2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第 4 号 (第 11 条関係)

(表)		第 号
写 真		身 分 証 明 書
官 職 氏 名		54
公安委員会 印		86
(裏)		
<p>盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律 (抜粋)</p> <p>第13条 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定金属 くず買受業を営む者に対し、その営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、 又は警察職員に、営業所若しくは特定金属くずの保管場所に立ち入り、特定 金属くず、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ ることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯 し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 略</p>		

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。